

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の16第2項において準用する第5条の3第3項
処分の概要	クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付
原権者	大分県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第2項において準用する第5条の3第3項（クロスボウ射撃資格の認定） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）及び第82条の3において準用する第22条（クロスボウ射撃資格認定証の書換え又は再交付の申請）
審査基準	判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	書換えは1日、再交付は3日（行政庁の休日を除く。）
申請先	申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
問合せ先	大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 申請者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備考	